

麻薬小売業者免許申請書

※記入する前に裏面の「注意事項」をよくお読みください。

麻薬業務所	所在地	〒 葛飾区 丁目 番 号		
	名称	電話 ()		
薬局開設許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
申請者の欠格条項	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。			
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。			
備考				
<p>上記のとおり免許を受けたいので申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)</p> <p>ふりがな氏名 (法人の場合はその名称と代表者名)</p> <p>葛飾区保健所長 宛て</p>				

※注意事項

- 1 麻薬業務所の所在地・名称・申請者の住所・氏名は、いずれも省略しないで、正しい文字で記載してください。不要の文字は——線で消してください。
- 2 申請者の欠格条項欄には、当該事実がない場合は「なし」と記載し、ある場合は、(1)欄＝その理由及び取消された年月日を、(2)欄＝その罪・刑・刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄＝その違反の事実及び年月日を、それぞれ記載してください。
- 3 診断書の有効期間は、診断日を含めて1ヵ月間です。
申請者が法人の場合は、麻薬関係業務を行う役員全員について各人別に、同様の診断書を添付してください。
- 4 申請書の添付書類として、①店舗の平面図 ②麻薬保管庫の仕様と立体図（鍵、固定方法を明記したもの）を提出してください。（ただし、変更がなく、更新の場合で指定の期間内に申請するときは必要ありません。）
- 5 申請者が法人の場合は、麻薬関係業務を行う役員を明示した組織図等（最高責任者の記名がなされたもの）を併せて提出してください。
- 6 申請手数料 **麻薬小売業者 4,600円（令和6年9月1日現在）（現金）**
- 7 免許の有効期間は、免許された日から、その翌々年の12月31日までです。その後も引き続いて免許を必要とする場合は、新たに申請をしなくてはなりませんのでご承知おきください。